

石巻市第3次障害者計画

【概要版】

平成29年 月

石巻市

1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組みを明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、その道筋をあらわすものです。

近年の法令等改正の動き

- (1) 障害者の権利に関する条約の批准
- (2) 障害者基本法の改正
- (3) 児童福祉法の改正
- (4) 障害者虐待防止法の施行
- (5) 障害者総合支援法の施行と改正
- (6) 障害者優先調達推進法の施行
- (7) 障害者差別解消法の施行
- (8) 障害者雇用促進法の改正
- (9) 成年後見制度利用促進法の施行



2 計画の位置づけ

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、法律により策定が義務付けられています。

3 計画期間

「石巻市第3次障害者計画」は、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行う場合があります。

4 計画づくりの視点

(1) 障害者基本法に基づく共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、すべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進します。

(2) 東日本大震災の影響・教訓を踏まえた施策の推進

震災の教訓を生かし、震災によって変化した暮らしの状況を踏まえながら、地域での支えあいの重要性を再認識し、災害等に対して安全で安心して生活できるしくみづくりを推進します。

(3) 障害者差別解消法や障害者雇用促進法への対応

障害者差別解消法において障害者への差別の禁止、合理的配慮等が定められ、また、雇用分野における障害者への差別の禁止等の規定は、障害者雇用促進法を改正して定められ、平成28年4月から施行されています。

本計画では、法の趣旨に則り、制度に基づいた施策・事業を推進します。

(4) 「制度の谷間」のない支援体制づくりへ

障害者基本法では、障害の定義に発達障害及びその他心身の機能に障害のある人が加えられ、障害者総合支援法では、「制度の谷間」をなくすため、難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

今後の障害者施策を考えるに当たっては、市単独施策を含め、一人ひとりが暮らしやすさを実感できる支援体制づくりを目指します。

(5) 障害者の社会参加の拡大と環境整備

利用者が自らの選択によるサービス利用のための相談、利用援助などの体制を通じ、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、障害者の社会参加を促進します。

(6) 総合的かつ効果的な施策の推進

障害の状態や個々のライフステージ等に応じ、障害者への継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、雇用・就業、生活環境など、各分野の施策を推進する行政機関をはじめ、関係機関との緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進します。

2 計画の基本理念と施策体系

基本理念

共に暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害への理解と支えあいの市民意識を醸成し、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くなど、社会環境の改善や福祉的支援体制の充実を目指して、取り組んでいきます。

【基本目標】

基本目標 1

障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

【基本目標を達成するための施策】

施策 1-1 啓発活動、福祉教育の推進

施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

施策 1-3 人権・権利擁護の推進

施策 1-4 障害を理由とする差別の解消の推進

基本目標 2

暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

施策 2-1 相談支援体制の確保

施策 2-2 保健・医療サービスの提供

施策 2-3 障害福祉サービスの充実

施策 2-4 障害児サービスの充実

施策 2-5 地域生活移行の推進

基本目標 3

意欲のある人が自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

施策 3-1 多様な就労への支援

基本目標 4

社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

施策 4-1 移動支援の充実

施策 4-2 スポーツ・文化活動の推進

施策 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

基本目標 5

児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

施策 5-1 発達・療育支援環境の充実

施策 5-2 保育・教育環境の充実

基本目標 6

共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

施策 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策 6-2 日常生活における安心安全の確保

施策 6-3 災害時の安心安全策の強化

3 基本目標別の施策の方向性と取り組み内容

基本目標 1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

地域で共に暮らす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の場や就労の場等の様々な機会や状況において、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

基本目標を達成するための施策	施策の取組内容
1-1 啓発活動、福祉教育の推進	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
1-2 地域交流、ボランティア活動の推進	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
1-3 人権・権利擁護の推進	1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の推進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進
1-4 障害を理由とする差別の解消の推進	1-4-1 障害者に対する差別等の禁止 1-4-2 社会的障壁除去のための合理的配慮



基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

基本目標を達成するための施策	施策の取組内容
2-1 相談支援体制の確保	2-1-1 相談窓口の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-1-3 職員・相談支援員等の資質向上
2-2 保健・医療サービスの提供	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
2-3 障害福祉サービスの充実	2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供 2-3-2 日中活動の場づくり 2-3-3 居住・生活の場の確保 2-3-4 重症心身障害児者の支援 2-3-5 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進 2-3-6 経済的支援の実施
2-4 障害児サービスの充実	2-4-1 障害児支援の充実
2-5 地域生活移行の推進	2-5-1 円滑な地域生活への移行 2-5-2 地域移行支援の体制づくり



基本目標 3 意欲のある人が、自分にあった働き方のできる環境づくりを推進します

働く意欲のある人が自分に合った働き方ができ、社会を構成する一員として自らの生活を描き、生きがいを感じられる機会が広がるよう、必要な環境づくりを推進します。

また、障害のある人の働く意欲を尊重し、経済的自立を進めるため、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

基本目標を達成するための施策	施策の取組内容
3-1 多様な就労への支援	3-1-1 多様な就労への支援
	3-1-2 一般就労の推進
	3-1-3 就労定着への支援

基本目標 4 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や諸活動への参加といった社会・文化等の活動により、自らの生活を描き、生きがいを感じられる機会が広がるよう、必要な環境づくりを推進します。

基本目標を達成するための施策	施策の取組内容
4-1 移動支援の充実	4-1-1 移動費用の助成等
	4-1-2 移動支援による行動範囲の拡大
4-2 スポーツ・文化活動の推進	4-2-1 生涯学習機会の充実
	4-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
4-3 情報・コミュニケーション支援の充実	4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実
	4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

基本目標 5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

基本目標を達成するための施策	施策の取組内容
5-1 発達・療育支援環境の充実	5-1-1 発達・療育支援環境の充実
5-2 保育・教育環境の充実	5-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進
	5-2-2 学校施設の整備・充実

基本目標 6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策、交通安全対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

基本目標を達成するための施策	施策の取組内容
6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進
	6-1-2 住環境改善のための支援・整備
6-2 日常生活における安心安全の確保	6-2-1 防犯・交通安全対策の推進
	6-2-2 消費生活における相談支援
	6-2-3 緊急時における安全確保対策の推進
6-3 災害時の安心安全策の強化	6-3-1 災害時における避難支援体制の強化